



2024年2月5日

報道機関 各位

国立大学法人東北大学

医療データ利活用センター設置のお知らせ

新薬・治療法・AI システムなどの研究開発を促進

【発表のポイント】

- 医療情報の安全安心な利活用を推進する新たなセンターを東北大学病院に設置します。
- 医療情報や個人がわからないように加工されたのち、医療ビッグデータとして大学や企業等の研究機関に提供します。
- 従来利用が難しかった学術利用以外の研究にも活用可能になります。

【詳細】

東北大学病院は、医療データ利活用センター(MDUC：センター長 藤井進)を2024年2月1日に設置しました。当センターは医療分野の研究開発に資するために、医療データの利活用を推進します。

医療データとは、患者さんの検査や病名、処方などのカルテ情報など、個々人の健康や医療に関する情報を指します。医療データの利活用とは、医療データを安心安全に使うために匿名化や集約(統計処理)などの加工を行い、医学医療の進歩やそれを通じて国民の健康の向上に役立てることを指します。

主に取り扱う医療データは、次世代医療基盤法^(注1)に基づいて、当院が保有する医療情報^(注2)です。当院は国による厳正な審査で認定された「認定匿名加工医療情報作成事業者^(注3)」(認定事業者)と2023年1月31日に契約を締結し、2023年3月1日より、次世代医療基盤法に基づく患者さんへの通知を開始しており、既に8万人を超す患者さんのご協力を得ています。今後もこれまで通り通知を受け取った患者さんで停止を申し出た以外の医療情報は、認定事業者により個人がわからないよう加工されたのち、医療ビッグデータとして大学や企業等の研究機関に提供され、新しい薬や治療法、医療AIシステムの開発などに役立てられます。また新たに施行予定の「仮名加工医療情報^(注4)」なども迅速に対応していく予定です。

また東北大学病院では2023年3月23日に「東北大学病院における仮名加工情報の取扱いに関する内規」を制定し、個人情報保護法^(注5)に規定される仮名加工情報を運用できる体制を整備しており、当センターがその加工管理を担います。これらデータは企業との製品開発を目的にした研究にも活用することができ、従来のデータの第三者提供における「学術利用における例外」では利活用が難しかった研究にも活用できることから、これまで以上にデータの利活用が促進されることが期待されています。これらデータならびに提供の体制が整った研究機関は本邦において数少ない先進的な事例と言えます。

患者さん一人一人が自らの匿名加工医療情報や仮名加工情報の提供に参加することで医療ビッグデータが形成、利活用されることとなり、医療分野の研究成果につながります。そして近い将来、“明日の医療”が国民・患者に提供され、また未来の子どもたちを含め医療の進歩という全体の恩恵に結び付くことが期待されています。当センターはそれを安心安全に積極的に進めて参ります。

【東北大学病院から患者、医療機関の皆様へ】

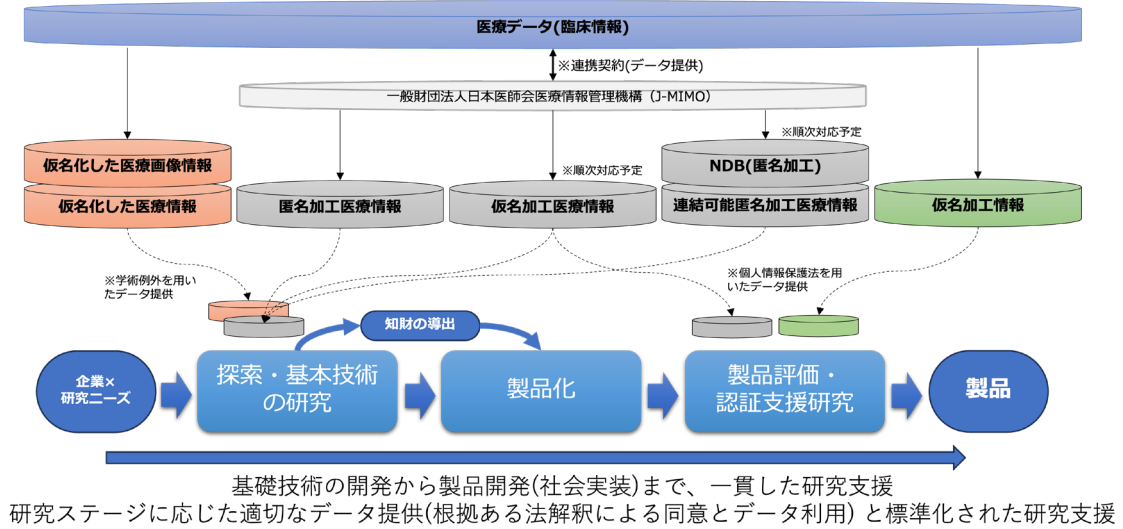
医療機関から集積される医療情報は認定事業者によって氏名や住所、診察券の番号など個人を特定できる情報が削除された「匿名加工医療情報」として認定事業者によって運用されます。また、自分の医療情報の取り扱いは自分で決めることができます。皆さんはいつでも提供することを止めることができ、当然のことながら診療への支障もありません。安心してご協力を頂きたいと考えております。

また当院と関係する医療機関の皆様には、こうした多くの医療情報を分析することで、地域医療の課題などをしっかり分析し、高齢化が進む宮城県における応需の在り方や最適な医療を現場に還元させて参ります。ご理解のほどよろしく願いいたします。

【東北大学病院から企業・他の研究機関の皆様へ】

当センターでは、「匿名加工医療情報」「仮名加工医療情報(予定)」「NDB との連結した匿名加工医療情報(予定)」「仮名加工情報」「仮名化した医療画像」を取り扱います。倫理指針等における学術例外による第三者提供以外にも製品開発等にデータを活用できる体制となっております。また学術研究や製品開発、製品評価研究とステージを院内では明確に分けて、それぞれのステージにおいてデータ提供や研究への助言・支援を行っております。医療ビッグデータのみならず、利活用するための環境が揃った先進的な取り組みとなります。広く研究パートナーを募集しております。

医療データ活用センター
Medical Data Utilization Center : MDUC(エムダック)



【用語説明】

注 1. 次世代医療基盤法（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律）

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関し、匿名加工医療情報作成事業を行う者の認定、医療情報及び匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制等を定めることにより、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的として平成 30 年 5 月に施行された法律。

注 2. 医療情報

次世代医療基盤法において、「特定の個人の病歴その他の当該個人の心身の状態に関する情報であって、当該心身の状態を理由とする当該個人又はその子孫に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項であるものが含まれる個人に関する情報」（同報第 2 条より抜粋）と定義されている。東北大学病院から J-MIMO に提供される医療情報の詳細については、同院のウェブサイト (<https://www.hosp.tohoku.ac.jp/visit/zisedai>) に掲載。

注 3. 認定匿名加工医療情報作成事業者

次世代医療基盤法に基く匿名加工医療情報作成事業を行うことができる事業者として国から認定された者。2024 年 1 月現在、わが国には J-MIMO を含めて 3 つの認定匿名加工医療情報作成事業者がある。

注 4. 仮名加工医療情報

法令に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報的加工して得られる個人に関する医療情報。名前や ID をはじめとした個人の識別につながる情報は削除されている。

注 5. 個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）

個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等における円滑な運営、個人情報の適正かつ効果的な活用、個人の権利利益の保護に配慮し、個人情報の適正な取扱いに関して定められた法律。平成 15 年 5 月施行。

【お問い合わせ先】

東北大学病院広報室

TEL : 022-717-8032

FAX : 022-717-8931

Email : press@pr.med.tohoku.ac.jp